

良忠における本願と実践行

——『観経疏伝通記』を中心として——

大 橋 雄 人

一、はじめに

浄土宗三祖・良忠上人（以下、敬称略）の教義的な特色として、諸行を非本願の行としながら諸行による往生を認めるという諸行非本願・諸行往生説がとりあげられる。良忠のこの立場は、『八宗綱要』の著者であり、浄土教を諸行本願義の長西に学んだ凝然『浄土法門源流章』に、

然阿等義、諸行非本願。雖非本願而得往生。（『浄全』一五、五九九頁下）

と述べられ、早くから認識されていたようである。周知のように善導、法然
は阿弥陀仏の本願に誓われた称名念仏によって罪悪生死の凡夫が報土に往生
することができるとしている。特に法然は『選択集』を通じて諸行の廃捨を
勧め¹⁾、第三章私積段においては、阿弥陀仏が平等に救済するために諸行を
本願とせず称名念仏のみを本願としたことを主張し²⁾、また第一六章私積段
のいわゆる「略選択」において、速やかなる往生浄土のためには、聖道門お
よび諸行を選び捨て本願である称名念仏を修することを強調している³⁾。

このような法然の主張からすれば諸行を非本願とすることについては問題
ないが、この立場にあって諸行往生を認める場合、法然が『選択集』におい
て廃捨したはずの諸行に往生行としての価値を見出すことになり、良忠の立
場は一見法然の主張に相違するようにも見受けられる。しかし良忠は諸行非
本願、諸行往生に關説する箇所において以下のような説示を引用している。

故祖師云「若有人、問諸行皆是弘願行者、應答而唯念佛行。若有人、問定散生時乘弘願者、應答而言皆乘弘願」。(『浄全』二、二一一頁下)

この説示は『伝通記』の他、『決疑鈔』『東宗要』等にも散見され⁴⁾、基本的に良忠は法然も同様の立場にあったと受け止めているものであり、自身の立場は何の矛盾も懐いてはいないものと推察される。むしろこの立場の顕彰に努めた結果のようにもおもわれる。

また諸行往生については、貞慶『興福寺奏状』に挙げられる九箇条の失のうち「第六、浄土に暗き失」において、『観経』の三福九品の行や曇鸞、道綽、善導の著作等から諸行に関する説示をとりあげ、「然らば、上は三部の本経より下は一宗の解釈に至るまで、諸行往生、盛んに許す所なり⁵⁾」というように、すでに法然当時から諸宗の学匠による指摘、批判があり、法然門流のみにおける問題ではないことには注意を要する⁶⁾。むしろ中世仏教においてはこのような指摘、批判は一般的であろう。

このような背景から本稿では良忠の本願観と実践行について整理を行い、良忠の『観経疏』の解釈を通じて諸行往生説について言及していきたい。

二、浄土教諸師における四十八願の分類

まず本願研究の一手法である四十八願の分類について確認してみたい。阿彌陀仏の四十八願は、中国、新羅、日本の浄土教諸師によって願の分類、願名の呼称等さまざまな手法で解釈が行われており⁷⁾、はじめて四十八願を分類解釈したのは、浄影寺慧遠『無量寿経義疏』とされる⁸⁾。慧遠は四十八願をその内容から摂法身、摂浄土、摂衆生の三種に類別し⁹⁾、この三種をもって、四十八願の次第に沿って七分割している¹⁰⁾。さらに七分割それぞれに解釈を行い、第五、第七に配当される摂衆生の願を「国中」「十方」等の語に基づき自国衆生と他国衆生とに分別している¹¹⁾。この分類にしたがってそれぞれの願をあてはめれば次のようになる。

撰法身の願…第十二願、第十三願、第十七願。

撰浄土の願…第三十一願、第三十二願。

撰衆生の願…上記五願を除く四十三願。

撰自国衆生の願（九願）…第二十一、二十三～三十、三十八～四十、
四十六願。

撰他国衆生の願（九願）…第十八～二十、二十二、三十三～三十七、
四十一～四十五、四十七、四十八願。

このように慧遠は四十八願を分類しているが、曇鸞、道綽、善導等は特定の願をとりあげるのみで、慧遠のような願一々を分類解釈した明文はみられない。

一方新羅においては、法位、義寂等により『無量寿経』の注釈が盛んに行われたためか、四十八願の分類に加え、願それぞれに願名を付しており¹²⁾、四十八願全体を通じて積極的な解釈が行われている。日本においては新羅浄土教の影響を受け、智光、良源、静照、真源、澄憲等が願の分類と願名呼称を行い¹³⁾、法然門下では隆寛が『弥陀本願義』を著し願一々を解釈している。しかし、法然、聖光には本願の利益、作用等の説示は散見されるが、四十八願を分類した明文はみられない¹⁴⁾。これに対して良忠はどのような態度であろうか。

良忠にはいくつかの著作において四十八願を分類する説示が見受けられる。まず確認しておきたいのは、そもそも良忠は善導の四十八願理解をどのように把握しているかという点が挙げられる。善導は四十八願を分類しておらず、『観経疏』において第十八願を用いて本願論を展開する他に、『観念法門』五種増上縁起の撰生増上縁において、第十八、十九、二十、三十五の四願の取意引用がみられるのみである¹⁵⁾。善導の四十八願分類の意図の有無について、良忠は『東宗要』に以下のような問答を示している。

尋云、攝法身、攝浄土、攝衆生等名目者、他師釋也。大師解釋中亦有其意耶。

答、然也。『玄義』云「酬因之身」是攝法身也。『禮讚』云「四十八願莊嚴起」是攝浄土也。『般舟讚』云「一一誓願爲衆生」是攝衆生也。（『浄全』一一、三六頁上）

これによれば、良忠は善導に慧遠と同様の四十八願分類の意があったとみていることがわかる。この『東宗要』の説示は先学の研究において、「善導に四十八願分類の意あり」とされる根拠として用いられる¹⁶⁾。これはあくまでも良忠における善導の四十八願解釈に対しての見解とみるべきであるが、少なくとも良忠は『東宗要』においては、善導にも慧遠と同様に四十八願を分類する理解があったとみているということはいえよう。

では『伝通記』には同様の理解は見受けられるであろうか。管見の限り、『伝通記』に『東宗要』と同様の問答は無く、同じ問題を扱った説示もみられない。ただし慧遠の分類を受用して述べている説示は見受けられ、摂法身、摂浄土、摂衆生について以下のような三点の説示が確認できる。

摂法身：『玄義分記』

私云、報化俱雖云有願、隨其願相可分二身。今言酬因身者約六八願。然本願中既有壽光無量本願。定知、全就報身所發願也。化身必有入滅相故。身相常光有齊限故。(『浄全』二、二〇二頁下)

摂浄土：『序分義記』

【彌陀本國】等者、彼佛本願所成國故名爲【本國】。一中略一。
問、攝浄土願唯局三十一二兩願。何故總云彌陀本國四十八願等耶。
答、分別攝衆生等三願時實如所問。又總以四十八願皆屬浄土。『禮讚』云「四十八願莊嚴起」、『瑞應傳』云「四十八願莊嚴浄土華池寶閣易往無人」、『往生論』中以正覺佛爲器世間住持功德、以浄華衆亦屬器界莊嚴。即此義也。(『浄全』二、二六六頁上～下)

摂衆生：『散善義記』

【四十八願攝受衆生】者、彼本願中雖有佛身浄土兩願、莫不爲生。佛光無量横化十方、佛壽無量豎攝三世。諸佛稱揚欲其機多、浄土光嚴爲置衆生。故自行願皆兼利他。『般舟讚』云「一誓願爲衆生」。淨影、義寂等皆同之。(『浄全』二、三八二頁上)

これらの説示からもわかるように、『東宗要』に「然なり」として示すその根拠と同様の「酬因の身」『往生礼讚』『般舟讚』の説示が用いられているこ

とがうかがわれる。ただし『東宗要』にはそれぞれを撰法身、撰浄土、撰衆生と性質をはっきりと区分して示していたのに対し、『伝通記』では、上記の『序分義記』に「總じて四十八願を以て皆、浄土に属す」と述べ、『散善義記』に「自行の願、皆、利他を兼ね」と示していることから、四十八願すべてが、撰法身、撰浄土、撰衆生の願に作用するともしている見解がうかがえる¹⁷⁾。

善導は『観経疏』玄義分の「四十八願を發し、一一に願じて言わく」（『浄全』二、一〇頁下）という説示や序分義、欣浄縁の「此れ彌陀本國は四十八願よりす」（『浄全』二、二八頁上）等の説示は善導の本願論本願理解として注目されるものであり、「四十八願を第十八願に統撰している」、また「四十八願の一つ一つの根拠として、第十八願が存在するとしている」とも解釈され、善導が阿弥陀仏の本願を仏身の成就、浄土の建立、衆生救済の根拠であると位置づけているとされる¹⁸⁾。

なお法然、聖光にも善導同様、四十八願を分類する明文はみられず¹⁹⁾、法然門下の諸師においては隆寛、長西には四十八願分類の説示が見受けられる²⁰⁾。

三、良忠における四十八願の分類説示

前述したように良忠は「善導に四十八願の分類あり」とみており、基本的には自身も慧遠の四十八願分類を受容していることがわかる。しかしながら、『伝通記』において慧遠『無量寿経義疏』の引用は管見の限り六箇所確認できるが、慧遠が四十八願の分類に言及した箇所は引用しておらず、新羅浄土教諸師の著作からも同様である。また慧遠の用語を用いて四十八願をまとめて分類、解説することもみられない。しかし良忠は四十八願を分類することを否定しているのではなく、そのような先例があることは把握し、それを受容して自らの四十八願分類の基礎としているものである。

周知のように四十八願は『無量寿経』の所説であり、『伝通記』は『観経』の注釈書である『観経疏』の注釈書であるため、四十八願についてもとの經典の筋に沿って解説が表れるわけではない。よって四十八願の分類解釈も必要な箇所において行われているため、『伝通記』内に散見される形となる。

したがってここでは『伝通記』に散見される四十八願の分類について分け方が大きいものから順に整理したい。

(1) 施為・趣求に準じる二分類

まず良忠は『散善義記』至誠心積中の「施為趣求」という語の注釈において四十八願を、①施為、②趣求、という二つに分類する説示が見受けられる。

【施為趣求】者、下化名施為、上求為趣求。若曲分別四十八願、十二、十三、十七、三十一、三十二、五箇願以為趣求。自餘四十三願以為施為。又四十八皆是施為皆是趣求。一一誓願皆通自行化他故也。(『浄全』二、三七九頁下)

良忠は「施為趣求」を下化、上求、いわゆる「上求菩提、下化衆生」という大乘菩薩の実践理論にあてはめ、それによって四十八願の性質を分析している。これを整理すると次のようになる。

趣求（五願）：第十二、十三、十七、三十一、三十二願。
 施為（四三願）：上記以外の願。

これを慧遠の分類に置き換えると、趣求の五願は摂法身、摂浄土の願にあたり、施為の四三願は摂衆生の願にあたることがわかる。ただしこのように分類はしているが、「一一の誓願、皆、自行化他に通ずる」としており、善導『般舟讚』の「一一誓願、衆生の爲なり」(『浄全』四、五三〇頁下)という見解が良忠の本願観に通底しているといえよう。

(2) 摂衆生願の三分類（凡夫、二乗、菩薩所託）

次に、摂衆生の願を凡夫所託、二乗所託、菩薩所託の三種に分類した説示がみられる。良忠は『玄義分記』二乗種不生において、『観経疏』の「正由託佛願」(『浄全』二、一二頁上)という一文の「仏願」を釈して次のように述べている。

言【佛願】者、指六八願。

於中凡夫所託願者、初十一願及第十五、十六、十八、十九、二十、二十一、三十三、三十五、三十七等諸攝凡願也。二乘所託第十四願。菩薩所託二十二已下諸攝菩薩願也。（『淨全』二、二一一頁上）

この分類はそれぞれ願文を確認すればわかるように、願文に「国中人天」「国中声聞」「国中菩薩」とあることによって分別している。ただし慧遠の撰衆生の願のうち、第二十七、三十四、三十八、三十九願について、なぜか良忠は凡夫、二乗、菩薩のいずれにも配当しておらず、関係する説示も見受けられない。

(3) 凡夫引接の願

良忠は『観経疏』玄義分、序題門に説示される「弘願」を釈して次のように述べている。

【言弘願者】等者、【弘願】總通四十八願。故下文云【彌陀本國四十八願願願皆發増上勝因】。其文非一。別在凡夫引接之願。所謂十八、十九、二十、三十五等。（『淨全』二、一三一頁下）

これは「安樂能人は別意の弘願を顯彰す」（『淨全』二、二頁上）と説示される「弘願」を善導が詳説する部分である。弘願とは『無量寿経』に説かれているとし、「一切善惡の凡夫、生ずることを得ることは、皆、阿彌陀佛の大願業力に乗じて、増上縁と爲さずということ莫し」（『淨全』二、二頁上）と述べ、良忠はこれを釈して「総じては四十八願に通ず」とするが、「一切善惡の凡夫」とあることから、「別しては」として、特に第十八、十九、二十、三十五願の四願をとりあげて凡夫引接の願としている。

以上みてきた良忠の四十八願の分類に関する説示を整理して、各願を配当すると以下ようになる。

摂法身、摂浄土の五願（趣求）…第十二、十三、十七、三十一、三十二願

摂衆生の四三願（施為）…以下の通り。

凡夫所託（一六願）…第一～十一、十五、十六、二十一、三十三、三十七願

〔凡夫引接の願（四願）〕…第十八、十九、二十、三十五願

二乗所託（一願）……第十四願

菩薩所託（一八願）…第二十二～二十六、二十八～三十、三十六、
四十～四十八願

未分類（四願）……第二十七、三十四、三十八、三十九願

この中で注目したいのは、凡夫引接の願とした四願である。この四願は、『観念法門』に摂生増上縁として示している願である。良忠はおそらく『観念法門』の影響を受けて、これら四願を凡夫が往生する増上縁であると理解し、凡夫引接の願として、凡夫の往生を可能にする要因をみたものと考えられる。

良忠は凡夫引接の四願を凡夫の報土往生に関する重要な要因としてとらえているが、第十八願を特に生因の願と呼称している。この呼称は『伝通記』に限らず、良忠著作中の処々に散見され、『観経疏』定善義、真身観所説の三縁釈を結して「自餘の衆行も是れ善と名づくとも雖も、若し念佛に比すれば、全く比較に非ず。是の故に諸經の中、處處に廣く念佛の機能を讃ず」（『浄全』二、四九頁上）といって、善導が念仏の利益を讃歎する經文を浄土の三部經からとりあげるが、さらに良忠は『伝通記』において以下のように広くその説示をとりあげている。

引『大經』中、【四十八願中唯明專念彌陀名號得生】者、本願果成不相離故、總指一經名【四十八願】。本願生因唯稱名故。此『經』詮要專在名號。所謂第十八願云「至心信樂欲生我國。乃至十念」。願成就文云「聞其名號信心歡喜。乃至一念」。三輩文云「一向專念無量壽佛」。流通文云「其有得聞彼佛名號。歡喜踊躍乃至一念。當知。此人爲得大利。則是具足無上功德」{已上}。

引『小經』中、【專念彌陀名號得生】者、念佛之外更無餘行。是故雖言【專念名號】。不別云「唯」。

引『觀經』中、【唯標專念名號得生】者、定善文云「念佛衆生攝取不捨」。

散善文中下品三生品品皆有「専念名號」。勸持文云「若念佛者是人中分陀利華」。付屬文云「汝好持是語。持是語者。即是持無量壽佛名」。如此釋尊處處歎勸念佛一行懇勤鄭重。餘行不爾。爲隨他機雖說往生無懇切勸。佛意唯在稱佛名號。以此義故簡去餘行即云「唯」也。此乃約隨自機述廢立意耳。（『淨全』二、三五四頁下～三五五頁上）

この説示を通じて良忠は、『無量壽經』に本願に誓われた生因の行は称名念仏のみであって、これが『無量壽經』全体を通じて強調されていることを願成就の文、三輩の各文、流通分を引いて主張し、さらには『阿弥陀經』『觀經』にも同様の意図があることを述べている。

このように良忠は善導の説示を具体的に引証し、本願に誓われた実践行は第十八願に示される称名念仏であることを説明し、第十八願を「衆生が極樂に往生するための具体的な実践行を誓われた願」としてあらためて位置づけ、生因の願として定義している。

四、『觀經』『觀經疏』所説の実踐行

次に『觀經』および『觀經疏』所説の実踐行を確認し、それを『伝通記』においてどのように解釈しているか整理を行い、良忠にとって「諸行」が具体的に何を示すものか、その定義を把握したい。

まず『觀經』²¹⁾ および『觀經疏』²²⁾ 所説の実踐行として、善導の意に依れば、以下の行が挙げられる。

- ・定善…十三觀——西方淨土と阿弥陀仏を觀想。
- ・散善…三福九品—世福：孝養父母、奉事師長、慈心不殺、修十善業。
戒福：受持三歸、具足衆戒、不犯威儀。
行福：發菩提心、深信因果、誦誦大乘、勸進行者。
- ・正行…五種正行—誦誦：「一心に専ら此の『觀經』『彌陀經』『無量壽經』等を讀誦す」

一観察：「一心に彼の國の二報莊嚴を專注し思想し觀察し憶念す」

一礼拜：「若し禮するには即ち一心に専ら彼の佛を禮す」

一称名：「若し口に稱するは即ち一心に専ら彼の佛を稱す」

一讚歎供養：「若し讚歎供養するには即ち一心に専ら讚歎供養す」

正助二行一正定之業：「一心に専ら彌陀の名號を念じ、行住坐臥に時節の久近を問わず。念念に捨てず」

一助業：「若し禮誦等に依らば即ち名づけて助業と爲す」

・雑行…「此の正助二行を除きて已外、自餘の諸善」

以上が『観経』および『観経疏』にみられる具体的な実践行となる。善導は『観経』十六観を定善、散善に分け²³⁾、定善を韋提希致請、散善を仏自説とすること²⁴⁾等については、すでに先学による研究があるのでここでは詳説には及ばない²⁵⁾。

五、『伝通記』における各実践行の位置づけ

次に前項で整理した『観経』および『観経疏』所説の実践行について、『伝通記』の説示からどのような位置づけを行っているかみていきたい。

[定散二善について]

まず定散二善の行についてみてみたい。『観経疏』玄義分、序題門中に要門・弘願釈が示され、善導は以下のように説示している。

然娑婆化主因其請故即廣開淨土之要門、安樂能人顯彰別意之弘願。

其要門者、即此『観経』定散二門是也。定即息慮以凝心、散即廢惡以修善。迴斯二行求願往生也。

言弘願者、如『大經』説。一切善惡凡夫、得生者莫不皆乘阿彌陀佛大願業力爲増上縁也。(『浄全』二、二頁上)。

この要門、弘願の一節に対して、良忠は『伝通記』において定散二善の行によって往生が可能であることと、可能とする根拠を提示している。

【其要門者 {乃至} 増上縁也】者、自下重釋要門弘願。

謂定散行以爲内因、佛本願力以爲外縁。因縁和合皆得往生。此乃行者造往生因、佛願與力接引故也。若依五戒十善等因、感人天果局因果故、不別待於他力勝縁。若今凡夫生報土時、願力不加不可生故、別以佛願爲増上縁。令凡夫行成報土因。(『浄全』二、一二八頁下)

良忠は『観経疏』の説示から、この要門弘願積は善導が定散二善の行による往生が可能であることを示しているものと理解している。その根拠は、「定散の行」という内因と「仏の本願力」という外縁の和合によって成就するものであるとしている。また良忠は凡夫が報土に往生する場合、阿弥陀仏の願力の加被が必要であるとしていることがわかる。言い換えれば、願力が加わらなければ、凡夫が報土に往生することなど不可能であることを示している。

以上の点から良忠は定散二善の行による報土往生が可能とみているが、凡夫がそれらの行によって往生を望む場合、仏願力の加被が必要であるとしていることが指摘できる。

[九品正行と五種正行]

『観経疏』散善義のはじめには、

從此已下次解三輩散善一門之義。

就此義中即有其二。一明三福以爲正因、二明九品以爲正行。(『浄全』二、五四頁下)

と示され、三福を正因、九品それぞれに示されている行相を正行とすると述べられている。三福と九品の開合については周知の通りであるが、良忠は『伝通記』において、三福が正因、九品が正行と説示されることについて経文と道理からその理由を述べている²⁶⁾。

そのうえで、良忠は九品の行に「正行」の名が冠されていることについて、後の就行立信釈に説かれる五種正行との同異について問答を設けている。

問、三福正因與三心正因、九品正行與五種正行、同異如何。

答、三福正因即是起行、三心正因即是安心。心行雖異俱往生因。故名正因。三福正因經文自說。三心正因大師義立也。

又、五種正行九品正行俱雖起行、然其義別。謂九品正行對於輪迴邪業、總以往生業因名為正行。未分正雜。總名正行。五種正行對諸雜行、別以親近名為正行。(『淨全』二、三七二頁上)

良忠は、九品正行は輪迴の邪業に対して往生の業因となるため正行と名づけ、五種正行は阿弥陀仏に対する親近等を分別して諸々の雑行に対して正行と名づけたものであるとしている。良忠がここで九品正行を往生の業因とみていることは定散二行による往生が可能であるとしていることとも何等矛盾するものではない。

続けて良忠はこの二種の正行について、定善、九品、五種正行のそれぞれを四句分別している。

又曲論者互有寛狹。應作四句。

一者自有九品正行而非五種正行。謂上六品正行是也。

二者自有五種正行而非九品正行。謂觀察正行是也。

三者自有通二正行。謂稱名正行是也。

四者自有非二正行。謂除前相十方淨土觀史多天聖道行業是也。

凡上六品正行一度得正行名。讀誦等四正行二度得正行名、稱名正行三度得正行名。稱名超餘、其義可知。(『淨全』二、三七二頁上～下)

これを整理すると以下ようになる。

- ① 九品正行であるが、五種正行ではない行：九品の行相のうち上六品の正行

- ② 五種正行であるが、九品正行ではない行：觀察正行
- ③ 九品正行でもあり、五種正行でもある行：称名正行
- ④ 九品正行でも五種正行でもない行：十方淨土、觀史多天、聖道の行業

良忠は称名正行を四句の中において三度あたることから、「三度、正行の名を得たり」として称名念仏が余の行に超えるものであるとしているが、ここに九品正行でも五種正行でもない行として、十方淨土、觀史多天、聖道の行業が提示されている。これらの行はいわゆる聖道諸宗における行と解してよいものとおもわれるが、先の間答内の分別からうかがえば、五種正行に対して分別される「諸の雜行」ということになろう。

以上、九品正行と五種正行についてみてきたが、良忠は九品それぞれに説かれている行業も正行として往生の業因と位置づけていることがわかる。また五種正行が諸々の雜行に対して正行と名づけられたと述べていることを考えると、九品正行と五種正行の四句分別においてどちらにもあてはまらない行として指摘された十方淨土、觀史多天、聖道の行業を良忠は雜行として分別しているとみて差し支えないものと考えられる。

[正行と雜行]

次に正行、雜行についてみていきたい。なおここでいう「正行」とは具体的にはいわゆる五種正行を指すものである。『伝通記』の就行立信積中の問答において「就行立信とは何等の行について信を立つのか」という問いに対し、「此れに三義有り」として、その第一義に以下のように述べられている。

一云、總通正雜二行以立往生信心。故初文云【然行有二種】。此就正雜二行而立信也。『選擇集』云「往生行有二種。一正行、二雜行」。既云「往生行有二種」。往生之信何局正行。

^a但至分別正雜助正及得失者、立信之上探經本意。約隨自機判其得失也。不必廣勸隨他之機。『選擇集』云「捨雜行歸正行之文」。亦此意也。此乃『觀經』所說上六品行即是雜行。十三定善及下三品即是正行。今順經文立二

行信也。(『浄全』二、三八七頁上)

就行立信は阿弥陀仏の浄土に往生するための行について信を確立することを目的に説かれたものであり、法然は『選択集』第二章段に引文していることは周知の通りである。『伝通記』は立信のために詳細な解釈が施されているが、確認したところ、その内容は『選択集』の注釈書である『決疑鈔』とだいたい同じ説示がなされている²⁷⁾。波線部 a から読み取れるように、良忠は『伝通記』において『観経疏』就行立信を、『選択集』第一章段からの流れを踏まえたうえで理解しており、『観経疏』の実践行の解釈に法然『選択集』の視点を取り込んでいることがうかがわれる。

では、正行、雑行に関する内容をみてみよう。良忠は就行立信の対象は正雑二行に通じることを『観経疏』の文自体から理解し、また「往生の信」は正行に限ることではないとしていることから、良忠自身、雑行による往生を認めている点が指摘できる。また『選択集』を指摘していることから、自己の解釈ではなく『選択集』の義に順じていることを主張している。これはつまり、法然が雑行による往生を認めていたと良忠はとらえていたものともいえる。

良忠は正行、雑行をともに往生行ととらえ、『観経』所説の定散二善の実践行を次のように配当している。

- ・正行：定善十三観と下品三生
- ・雑行：上品三生、中品三生

まず正行について、良忠は定善十三観と下品三生を配当しているが、これは定善十三観が五種正行の観察正行にあたり、下品三生に示される行が称名正行にあたることによることは明らかである²⁸⁾。

雑行については、上六品の行は『観経』の三福の説示内容をみれば明らかのように、「彼の國に生ぜんと欲せん者」(『浄全』一、三九頁)とあり、西方極楽往生を願う者の行であっても、その実践内容は阿弥陀仏に親しい行ではない。したがって良忠は、正行、雑行という分類においては、上六品の行を雑行とみたものである。またここでは触れられていないが、聖道諸宗にお

ける行業も先述の整理からいえば、ここにいう雑行に含まれるといえよう。

このように良忠が、正行、雑行を浄土門帰入者においての分別であると理解したことより考えれば、『伝通記』において、正行、雑行の語句を次のように定義したことは当然であろう。

言【正行】等者、西方行者極樂以爲所求、彌陀以爲所歸。五種皆是彌陀事故、名爲正行。

言【雑行】者、西方行者雖歸彌陀、而行餘法故。西方餘事兩相間雜。非但行體雜於餘事。亦其當果非純西方。總通十方及三乘等。故名雑行。(『浄全』二、三八七頁下)

良忠は、正行、雑行、どちらも「西方の行者」を主語としており、「極樂浄土に往生することを願う者の実践行」として、正行、雑行をとらえ、親疎の義から行の分別を行っていることがうかがわれる。

また良忠は「西方と餘事と兩相つ間雜す」することも雑行であるとしている。これは明らかに五番相對の純雜対や專雜二修の「雑修」の考え方に影響を受けた定義であるとはいえ、先にも指摘したように『伝通記』の就行立信釈は『観経疏』解釈上にありながら、『選択集』の影響下において解釈が行われていることが明らかであろう。

以上の整理から良忠は、正行、雑行、ともに浄土往生を願う者が修する行であり、ともに往生することが可能であるとみていたことがわかる。また良忠は具体的に、定善十三観および下品三生を正行、上品三生、中品三生を雑行に配当しているが、「西方と餘事と兩相つ間雜す」と述べていることから、先の九品正行、五種正行の整理で触れたように、十方浄土、觀史多天、聖道の行業も含めて雑行としていたことは明白である。

[諸行について]

以上の整理を通じて、良忠が『観経』『観経疏』所説の実践行をいずれも往生行と位置づけていたことが確認できた。ではあらためて、「諸行」とは何かと考えれば、往生行を称名念仏一行に特化する善導、法然の教説より考

えれば、当然「称名念仏以外の諸々の行」ということになり、称名以外の四正行をはじめ、雑行に類別された三福九品、聖道諸宗の行業等を含めて「諸行」といえる。定散二善の行や五種正行を特別視して諸行から除くというような説示は少なくとも見出されなかったようにおもわれる。

この諸行によって往生するためには、『観経疏』要門弘願釈に「斯の二行を廻して」（『浄全』二、二頁上）といい、散善義の就行立信に雑行をもって「廻向して生ずることを得」（『浄全』二、五八頁下）等とあるように、廻向することが必要とされる²⁹⁾。さらに廻向だけではなく、良忠は先にも引用した要門弘願釈において、

若今凡夫生報土時、願力不加不可生故、別以佛願爲増上縁。令凡夫行成報土因。（『浄全』二、一二八頁下）

と述べている通り、称名念仏のみならず、諸行による往生においても仏願力の加被が必要であるとしているものである。

六、諸行と摂機の願

良忠は『伝通記』において、第十八願を生因の願と呼称し、称名念仏のみが本願に誓われた実践行であることを『観経疏』の解釈から位置づけているが、先の定散二善の行の整理で触れた要門弘願釈においては、「定散の行を以て内因と爲し、佛の本願力を以て外縁と爲す。因縁和合して、皆、往生することを得」（『浄全』二、一二八頁下）というように、定散の行も因縁が和合して往生できるとしている。また「凡夫、報土に生ずる時、願力、加わずんば生ずべからざるが故に、別して佛願を以て増上縁と爲す」（『浄全』二、一二八頁下）とも述べ、良忠は凡入報土が阿弥陀仏の願力の加被によって成立するものであるとしていることがわかるが、これらを言い換えて要するに良忠は「凡夫が称名念仏以外の諸行によって往生するには、阿弥陀仏の願力の加被が必要である」と述べていることになる。

では称名念仏以外の行に加被し、諸行によって報土に往生せしめる願力とは何か。法然門下において諸行による往生を認める諸行本願義や多念義においては、この問題に対して第十八、十九、二十願を指摘して、三願とも生因の本願と位置づけることで会通を図っているが、『伝通記』においては第十九、二十願には殊更触れず、良忠は往生のための具体的な実践行を示された生因の願に対し、摂機の願を提示することでこの問題の解決を図っている。

しかしながら、良忠は『伝通記』において、摂機の願の具体的な解説は行っておらず³⁰⁾、『観経疏』玄義分、二乗種不生会通の中の、

問曰、彼佛及土既言報者、報法高妙小聖難階。垢障凡夫云何得入。

答曰、若論衆生垢障、實難欣趣。正由託佛願以作強縁、致使五乘齊入。(『浄全』二、一二頁上)

という問答における「佛願」について『伝通記』で問答を展開し、その中で摂機の願と生因の願に言及し、わずかながら摂機の願の性格を説明している。先に四十八願の分類を整理した際にも示したが、良忠は「五乘齊入」として託する「佛願」を、

言【佛願】者、指六八願。

於中凡夫所託願者、初十一願及第十五、十六、十八、十九、二十、二十一、三十三、三十五、三十七等諸攝凡願也。二乘所託第十四願。菩薩所託二十二已下諸攝菩薩願也。(『浄全』二、二一一頁上)

というように、四十八願であると解釈している。この説示に続けて、良忠は本願に関連する問答を展開している。まず先の「佛願」の解釈において、第十四願を二乗の所託としたことについて以下のような問答を設けている。

問、第十四願者唯願土多聲聞、非願生因之行。若非生因何言託願。餘亦準之。

答、既願土有聲聞。聲聞若不生者何因彼土得有聲聞。此願不虛。故聲聞

衆生彼土也。

故『論註』云「問曰、尋法藏菩薩本願及龍樹菩薩所讚。皆似以彼國聲聞衆多爲奇。此有何義答曰。聲聞以實際爲證。計不應更能生佛道根芽。而佛以本願不可思議神力攝令生彼。必當復以神力生其無上道心」等 {私云、「法藏本願」者、指上所引第十四願。「龍樹所讚」者、指『十住論』彌陀章也}。既釋本願攝令生彼。何勞苦諍。又粗驗願文、生因是狹。限第十八願故。託願是寬。通諸攝取願故。

故祖師云「若有人問諸行皆是弘願行者、應答而言、唯念佛行。若有人問、定散生時乘弘願者、應答而言、皆乘弘願」。

意言、法藏菩薩爲化萬機用不嫌機念佛一行。以願生因。是則念佛譬如阿呵陀藥能治衆病。故願生因。若願餘行。機有堪不。往生不普故不爲本願。嫌機餘行譬如餘藥偏治一病不治餘病。蓋此意也。(『淨全』二、二一一頁上～下)

良忠は第十四願を二乗の生因が誓われている願なのではなく、二乗の機根を摂取することを誓ったものであるとして、あくまでも生因の行が誓われた願は第十八願のみであり、五乗が託する願は広く摂取の願に通ずるものであると述べ、法然の口伝を示している。

さらに次の問答においては凡夫が生因の願ではない行によって往生する理由について述べられている。

問、夫小凡生報土忝由佛願大恩。若非生因本願何成淨土生因。

答、廣攝凡小。故佛弘願大恩甚重。但攝萬機設藥局分。斯乃攝取者對機。生因者對行。莫謂攝機願廣弘願行亦廣。是故二乘念處道品等諸行。雖不願生因。而依攝取聲聞願力。生彼土時即成生因。三賢菩薩亦復如是。專由攝取菩薩本願皆得往生。自餘衆行亦雖不願生因。而攝凡願廣故。凡夫生時皆乘佛願。凡機類萬品教行亦非一。

謂若上機即於此土證二空理。不假弘願。若下機者往生彼土時。必託生因願。若中容機雖不託生因願。而乘攝凡願方生彼土也。此則萬行萬善從眞如起還歸眞如。何行何善更隔佛果薩婆若海。況於往生依報土乎。故『觀經』

云「三世諸佛淨業正因」。然中容機雖未證理。而所修善體是妙有。能修之機託攝凡願。故得往生也。（『淨全』二、二一一頁下～二一二頁上）

この中で良忠は、摂取と生因の願について、摂取は機根に対し、生因とは行に對したものであると述べ、声聞、緣覺、菩薩はそれぞれが行ずる諸行が生因として誓われていなくとも、二乗、菩薩を摂取することを誓った願によって通入することが可能であり、その時それらの行は結果として生因となっている。また凡夫においても念仏以外の行は生因ではないが、凡夫を摂取することを目的とした願に乗ずることで往生するものであると述べている。

つまり良忠が諸行によって往生が可能であると解釈している理由は、四十八願においてどのような機根であっても拒まれることなく阿彌陀仏の淨土に迎え入れられるという、機根の摂取を目的とした願、摂機の願があることによって叶うものであると理解している。

では摂機の願と生因の願にはどのような相違があるのだろうか。良忠はこの点について問答を設け、次のように述べている。

問、由攝機願亦得往生。與生因願有何差別。

答、攝機生因雖同佛願。而攝機願唯願機故行難成就。生因本願願別因故行易成就。總而言之。因位行成必被果加。

謂聖道機成二空行被總佛加{一重}。餘行成時總佛加上亦假攝凡願{二重}。

稱名行成上二力上重被生因本願之力 {三重}。

是故稱名十即十生。如言二道所得極堅牢故。何無差別。今言【正由託佛願】者、廣約攝取凡聖本願。而非獨限生因願也。（『淨全』二、二一二頁上）

良忠は、摂機の願、生因の願はどちらも仏願（本願）であるとし、摂機の願は機根を摂取することを意図した願であるため、その行は成就し難い。それに対し生因の願は往生するための行が示された願であるからその行は成就し易いとし、行者の行が成就するのは仏の冥加を被るものであるとしている。さらに良忠は往生に際して被る冥加について三重あることを示している。この説示によれば、良忠は摂機の願に加えて、生因の行である称名念仏を行す

ることで必ず往生が叶うものであるとみている。つまり、称名の行には仏の冥加、摂凡の願、生因の願の力を被るとし、三重に加を被ることによって「十即十生」であるとしていることがうかがえる。この点から考えれば、良忠は称名念仏による往生においても、いわゆる生因の願である第十八願は、機根を摂取する摂機の願のうゑに構成されたものであるとみているといえよう。

これらの説示を終わって、良忠は『観経疏』の解釈に返り、「五乗、齊しく入る」ために正しく託した「仏願」は生因の願に限ったものではなく、機根の摂取を目的として広く四十八願全体を示しているものであると述べている。

七、まとめ

『伝通記』における本願および実践行に関する説示を整理してきた。その結果、良忠は、『観経』『観経疏』所説の実践行から縷々『伝通記』の解釈を整理して往生行として諸行が位置づけられていることを確認した。また良忠は凡入報土を仏願力の加被によるとして、諸行においては摂機の願によって凡入報土が可能であるとしている。

『伝通記』の解釈をみる限り『観経』『観経疏』の説示に相違するような説は見受けられないようにおもわれる。一方、『伝通記』の就行立信釈等を見ると『選択集』の影響が見受けられ、法然の視点をもって『観経疏』を読み解こうとする意志が感じられる。法然の視点を推し進めるならば、諸行の説示の際に廃捨する方向に向かうことも考えられるが、良忠はあくまでも諸行往生を認める姿勢を崩さず『観経疏』の注釈を進めている。しかし念仏と諸行という往生行としての価値批判は、『伝通記』において就行立信に三義ありとするうちの第三義の以下の説示からもうかがわれよう。

三云、【就行立信】者、唯就口稱正定一行。以立決定往生信心。所謂文首標正雜者、爲捨雜行取正行也。是故正判得失而令取捨。次正行五種一一皆就親近等義雖云「一心」、唯助正業以爲其要。更分別助正二業者、爲傍助業選正業也。是故今文意者、餘四正行非本願

行。故判屬助業。唯口稱一行獨順佛願。故萬行中唯以念佛爲正業也。

當文之意不出此義。故選擇集中全引此文以爲捨雜行之證。（『浄全』二、三八七頁上～下）

これは『選択集』第四章私積段において説示される廃助傍の三義³¹⁾を転用したような解釈に見受けられるが、正行をとり、さらに仏願に順ずる称名念仏を修すべきことを主張している。このような点からしても実践行に関して良忠は法然の解釈に基づいて『観経疏』の注釈を行っている姿勢がうかがえよう。

では実際に凡夫が諸行によって往生の業を成就することができるか否かということになるが、この点について、良忠は『伝通記』において

然望怯弱下機、聖道自力修行難成。是故云【失此法財】。（『浄全』二、二八五頁下）

と述べ、また別の箇所では、

謂望下機諸行難成。非本願行加力弱故。念佛易修。乘生因願他力強故。以此義故令行念佛。（『浄全』二、一三〇頁上～下）

という説示がみられるように、怯弱の下機である凡夫は自力聖道の行のみならず、諸行にわたっても行の成就が難しいと考えていることがうかがわれ、『観経疏』解釈上、また法然の説示に基づいて、諸行往生を認めてはいるものの、善導がいうところの「信外輕毛の凡夫」「罪惡生死の凡夫」において諸行の成就是現実的には難しいとして、決して諸行を修して往生すべきことを積極的に勧めているわけではないことは留意しなければならない。

註

- 1) 一方で法然に諸行の往生を容認する説示があることが研究者の間で指摘され、広く議論されている。主な論考としては、安達俊英『『選択集』における諸行往生的表現の理解』（阿川文正教授古稀記念論集『法然浄

土教の思想と伝歴』山喜房佛書林、二〇〇一)、松本史朗『法然親鸞思想論』(大蔵出版、二〇〇一)、本庄良文「法然による諸行往生の「否定」——論点の整理——」(法然上人八〇〇年大遠忌記念『法然仏教とその可能性』法蔵館、二〇一二)等。

- 2) 『聖典』三、二五～二六頁。
- 3) 『聖典』三、八五～八六頁。
- 4) 『決疑鈔』(『浄全』七、二三四頁上)、『東宗要』第四論題(『浄全』一一、八頁上)、第八論題(『浄全』一一、三三頁上～下)。『玄義分記』序題門(『浄全』二、一三一頁下)にもほぼ同文がみられる。
- 5) 日本思想体系一五『鎌倉旧仏教』(三六頁)。
- 6) 関連する論考としては、山崎慶輝「日本唯識学徒の念仏観」(大原先生古稀記念『浄土教思想研究』永田文昌堂、一九六七)、普賢晃寿『日本浄土教思想史研究』第六章第一節(永田文昌堂、一九七二)、末木文美士「源空浄土教とその批判」(『仏教思想史』五、一九八三)、楠淳證「唯識思想と西方願生思想」(『龍谷教学』二四、一九八九)等。
- 7) 浄土教諸師における本願に関する研究としては、阿川貫達「四十八願の分類に就いて」(『浄土学』一一)、坪井俊映『新訂 浄土三部経概説』、工藤量導「迦才『浄土論』における本願論——四十八願の分類を中心として——」(『仏教文化研究』五三)等。
- 8) 現在、慧遠『無量寿経義疏』に先行して、偽撰説が提示されている吉蔵『無量寿経義疏』の成立が指摘されている(伊藤昌彦「吉蔵撰とされる『無量寿経義疏』について～著者誤認の背景とその成立年代」『東洋大学大学院紀要』四一、二〇〇四)。
吉蔵『無量寿経義疏』にも四十八願を分類する説示が見受けられ、
「比丘白佛唯垂聽察」下、廣陳四十八願。就中有三重。
初正説願。但此願分爲三類。明之有三。願願浄土有四十二、願願得眷屬有三、願願得法身三。(『浄全』五、六六頁上)
として、願浄土、願得眷屬、願得法身の三種に分類している。
- 9) 『浄全』五、二七頁上。
- 10) 『浄全』五、二七頁上～下。

- 11) 『浄全』五、二七頁下～二八頁上。
- 12) 韓普光『新羅浄土思想の研究』(三三五～三七一頁)。
- 13) 恵谷隆戒『浄土教の新研究』(五五～一三六頁)。
- 14) 阿川貫達「四十八願の分類に就いて」(『浄土学』一一、三八～四二頁)。
- 15) 『浄全』四、二三三頁上～二三四頁上。
- 16) 阿川貫達「四十八願の分類に就いて」(『浄土学』一一、三七～三八頁)、小沢勇慈、久米原恒久、斉藤晃道「中国浄土教の基礎的研究——曇鸞・道綽・善導の本願観——」(『仏教文化研究』二五、七一頁上)。
- 17) なお参考として、『西宗要聴書』にも四十八願分類に関して以下のような説示をみることができる。

慥四誓擧釋無。任經文人料簡歟。但第一誓求佛身願、求浄土願淨影釋。當十二、十三、十七、三十一、三十二、五願。見第二誓結攝衆生願。餘四十三願是也。第三誓聞重結攝法身願中第十七願。(『浄全』一〇、二八二頁下)

- 18) 小沢勇慈、久米原恒久、斉藤晃道「中国浄土教の基礎的研究——曇鸞・道綽・善導の本願観——」(『仏教文化研究』二五、七一頁上～七二頁下)、柴田泰山『善導教学の研究』(三〇一、四六八頁)。
- 19) 阿川貫達氏は「四十八願の分類に就いて」(『浄土学』一一、三八～四二頁)において、法然、聖光の著作等から本願に関する説示をいくつか指摘して、両師とも四十八願は摂受衆生のためであるとする見解がみられることを指摘している。
- 20) 隆寛には四十八願を詳細に解説した著作に『弥陀本願義』があり、その中で四十八願を所居士、能居人、能化主(人・法)、所化機(自土・他土)に分類し(『隆寛遺文集』一一九頁下～一二〇頁下)、長西は『光明抄』に、慧遠の用語を用いて摂浄土、摂仏身、摂衆生に分類していることが見受けられ(『宗学研究』九、一七四頁)、『選択集集体決』(『浄全』八、四四五頁下)、『総別二願抄』(石橋誠道『九品寺長西教義の研究』二五五頁)にも同様の説示があるが認められるが、慧遠の説に依るとする明文や引用は見受けられない。
- 21) 『浄全』一、三九頁、四〇～四六頁。

- 22) 『浄全』二、五四頁下～五五頁上、五八頁下。
- 23) 『浄全』二、四頁下。
- 24) 『浄全』二、四頁上。
- 25) 柴田泰山『善導教学の研究』第八章「実践論」を参照。
- 26) 【一明三福以爲正因】等者、三福九品只是開合、雖無其別、然三福名正因、九品名正行者、順文順理。
 順文者、『經』說三福云「淨業正因」。說九品云「行此行者汝行大乘」。故因行名全順經文。
 順理者、三福正因機未行。故不名正行。因果相對立正因名。九品正行正明受法。機已行故名爲正行。（『浄全』二、三七一頁下～三七二頁上）
- 27) 『浄全』七、二一四頁上～二一八頁上。
- 28) 『観経』下品中生において前後の上生、下生のように念仏を示した語はないが、善導は『観経疏』において「罪人、既に彌陀の名號を聞けり」（『浄全』二、六八頁下）としている。この経文と善導の解釈の相違について、良忠は『伝通記』において問答を設け、前後の下品上生、下品下生の説示内容に準知するべきとしている（『浄全』二、四二六頁上）。また続けて『般舟讚』下品中生と『観経疏』下品三生の総讚を引き、善導が他にも同様の見解を示していること、および懷感『群疑論』を引き、『群疑論』においても同様の問いに答えていることを示している。
- 29) 良忠自身も『観経疏』玄義分、序題門の「廻斯二行求願往生」の一文を釈して、「【廻斯二行求願往生】とは、此れは定散、各々、生因と成ずることを述す」と述べ、「各別往生の經釋、分明なり。是の故に【廻】とは廻因向果なり {云云}」（『浄全』二、一三一頁上～下）と述べていることから諸行に廻向が必要であるとしていることは了解される。
- 30) 摂機の願と生因の願については、『決疑鈔』（『浄全』七、二三〇頁下～二三五頁上）『選択疑問答』（『浄全』七、六二一頁上～六二二頁下）に議論が重ねられている。
- 31) 『聖典』三、三一頁。

大橋（沼倉）雄人氏 学位請求論文要旨（課程博士）

「良忠『観経疏伝通記』の研究」

本論は「良忠『観経疏伝通記』の研究」と題し、浄土宗第三祖然阿良忠上人（以下、敬称略）の著作である『観経疏伝通記』（以下『伝通記』）の基礎的な整理を行うとともに、良忠の善導『観経疏』研究を通じて、法然門流の異義の内容を踏まえつつも、従来の研究においては意識されてこなかった当時の社会的背景として、良忠が学んだとされる南都諸宗や新規に流入した宋代浄土教典籍の影響などを踏まえ、四章にわたって、『伝通記』の基礎的な整理を行った上で、良忠の『観経疏』研究として『伝通記』の内実を明らかにし、良忠の教義的特徴とされる諸行往生説について言及した。

第一章「『伝通記』の成立過程」では、『伝通記』という典籍の成立過程について全体的な整理を行った。『伝通記』の成立について、その伝承史料と近代以降の研究成果を参照して整理を行った結果、成立を伝える史料においてその記述は一様ではなく、先学の研究でも『福岡鈔』『二十五帖鈔』の区別が混在していることを指摘した。またこのような点を含めて、『伝通記』の未再治本、再治本、極再治本の区別について再整理を行った。この整理を通じて、『伝通記』は内容的に一五巻の体裁が整った建治元年（一二七五）を一応の成立とみることができると提示した。

第二章「『伝通記』の書誌的整理」では、『伝通記』の書誌的整理の一環として、再治本から極再治本に至る段階での校訂について検討を行い、従来の研究では行われていなかった『伝通記』の写本、版本について現状を整理した。その結果『伝通記』には二本の写本と七種の版本があることが確認できた。また『浄全』『正蔵』所載の『伝通記』の底本である文政五年版は、知恩院貞現によって発起され、それまでに刊行された版本との校合の上に版行されたものであることが明らかとなった。さらに音徴「伝通記考例」から、校訂作業の内容について整理を行った。しかし、具体的な校訂箇所は明確ではなく、その作業の是非は定めがたく、思想研究を行う上でも大きな障害であるといえ、現在、研究者の便を図れば、『浄全』『正蔵』所収本を用いざるを得ず、『伝

通記』のみならず良忠の著作全般にわたって諸本の整理作業が必要であることを指摘した。

第三章「『伝通記』における引用文献とその特色」では、『伝通記』の研究における基礎作業として引用文献の整理、検討を行い、良忠の教学背景の一端をうかがった。『伝通記』における『観経新疏』の引用傾向は基本的に語句解釈が大半を占めるが、その中で批判的にとりあげる箇所が数箇所あり、それらはいずれも善導の教学、理解に沿わない点であった。良忠は特に元照『観経新疏』の説示を多用することで、元照の『観経』解釈の是非を検討し、善導の理解に基づいた『観経』解釈という基準から、元照の解釈に対して一評価を試みたものであり、また法然門流の諸師において新渡資料によりすぎている解釈を暗に批判したものであると指摘した。

第四章「諸行往生に関する諸問題」では、良忠の教義的特色とされる諸行往生説について、従来、『東宗要』を用いて本願理解と実践行を中心に論じられていたのに対し、行者の機根、往生する仏土を考慮し言及した。良忠は阿弥陀仏の四十八願を生因の行が誓われた第十八願（生因の願）とそれ以外の衆生を摂取するための願（摂機の願）とに類別し、称名念仏以外の実践行によっても廻向を用いるなど、一定の条件下において摂機の願に乗ずることで凡夫が報土に往生することができることを『観経疏』解釈から示していることを明らかにした。しかし、解釈上、諸行往生を認めてはいるものの、実際的には凡夫が称名念仏以外の行を成就させることができるかという点、良忠はほぼ不可能であるとしていたことを指摘した。

以上が各章において指摘し明らかにしたことの概要である。さらにこれらの検討を踏まえ、『伝通記』の説示から良忠の諸行往生説について以下の三点指摘した。第一に『伝通記』における宋代浄土教典籍の影響について、第二に良忠の諸行往生説の特徴、第三に良忠がこのように諸行往生説を提示した背景について。良忠は良遍の教示を受けていることから少なからず南都浄土教の影響を受けているものとおもわれる。しかしながら、良遍は積極的に諸行を肯定し修することを勧めるのに対し、良忠はあくまでも称名念仏の専修を堅持する姿勢がみられることは、法然の視点によって『観経疏』を解釈していく意図が読み取れるものであり、良忠の諸行往生説は、法然の諸行往

生を認める説示の影響もありながら『観経』『観経疏』解釈から説き示されたとするのが本論文の結論である。